

高等学校等就学支援金 オンライン申請の手順

オンライン申請の手順

7月19日までに申請を完了させてください

e-Shienへのアクセス方法



✓ **パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます！**

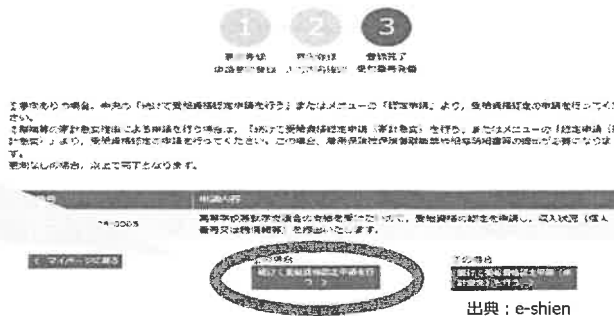
以下の①～③のいずれかの方法でアクセスしてください。

※Yahoo、Google等の検索エンジンでは直接アクセスできません。

- ① QRコードを読み込む→→→→→
- ② URLをアドレスバーに入力する。
→ <https://www.e-shien.mext.go.jp/>
- ③ 沖縄県教育委員会HPよりアクセスする。



申請手順

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | <h2>ログイン</h2> <p>学校から配布される
ID・パスワードを入力します。
※ID・PWは大切に保管してください。</p> | <h2>2 意向登録</h2> <p>支給を希望するかしないかを選択します。
※選択を誤った場合は、処理が必要になるので在籍する学校へ連絡してください。</p> |
| | <h3>！注意！</h3> <p>意向登録完了後は
続けて受給資格認定申請に進んでください
※意向登録をしただけでは、
申請は完了していません。</p> |  <p>① 意向登録 ② 収入状況の登録 ③ 提出完了
申請受付開始 申し込み開始 受付終了後</p> <p>※ 学年末の報告、申出「提出」で受給資格認定申請を行う。またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定申請を行ってください。
※ 学期初めの学費負担率による申請を行う場合は、「提出」で受給資格認定申請（学費負担）を行う。またはメニューの「認定申請（学費負担）」より、受給資格認定の申請を行ってください。この場合、雇用保険被保険者番号と受給資格認定の届出が必要となります。
※ 更新なしの場合は、そのまま完了となります。</p> <p>申込内容
e-shien
高卒等の新卒学生等への支給を受けるため、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人所得又は世帯所得）を届けます。
提出
提出した受給資格認定申請を行う
この操作
提出した受給資格認定申請（学費負担）を行う</p> <p>出典：e-shien</p> |
| 3 | <h2>生徒情報の確認</h2> <p>学校で登録された内容を確認し、必要事項を追記してください。</p> | <h2>4 保護者情報の入力</h2> <p>審査対象の保護者を確認し、氏名や生年月日等を入力します。
※裏面Q3～5参照</p> |
| 5 | <h2>収入状況の登録</h2> <p>審査に必要なマイナンバー情報等を登録します。
登録方法は、右面をご覧ください。</p> |  |
| 6 | <h2>提出</h2> <p>確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと申請完了です。
審査完了後は、支援可否を示す通知書が届きますので1～2ヶ月程度お待ちください。</p> | <p>さらに詳しい手順が知りたい方は</p> |





収入状況の登録の方法

保護者等の収入状況は、次のⅠ・Ⅱ・Ⅲいずれかの方法で登録します。

申請方法に応じて次回以降の手続きが変わるので、**選択した申請方法を覚えておくようにお願いします。**

おすすめ！ 次回以降の申請が簡単になります！

Ⅰ 個人番号を入力する場合 ※個人番号はマイナンバーカード又は個人番号が記載されている住民票で確認できます。

保護者等の個人番号を入力し、沖縄県が個人番号を利用して保護者等の課税情報を確認します。

認定された場合、保護者の変更等がなければ**次回以降の収入状況届の手続きが不要になります。**

※**生徒等が**、個人番号カード等に記載された個人番号や氏名等を確認し、それが保護者等のものであることを**確実に確認したうえで**、当該保護者等の個人番号を入力してください。（個人番号は、保護者等のものであることが確認されたものを入力する必要があるためご注意ください。）

都道府県



提出後、県担当者がマイナンバーを利用して課税情報等を確認します。
※個人番号の入力に誤りがないか確認するために、県担当者が住民基本台帳の氏名・生年月日と申請された情報を照合します。

Ⅱ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合 ※裏面Q10参照

保護者等がPCやスマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得して提出します。
個人番号を入力する必要はありませんが、毎年7月に収入状況届を提出する必要があります。

※収入状況届の提出がない場合は授業料を納付していただきます。

Ⅲ Ⅰ、Ⅱのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。※裏面Q2参照

マイナンバーカードの写し等を提出して認定された場合は、保護者の変更等がなければ次回以降の収入状況の手続きが不要になりますが、課税証明書を提出した場合は、毎年7月に収入状況届を提出する必要があります。

※マイナンバーカードの写し等を提出する場合は、学校事務室から専用の貼付台紙や委任状の様式を受け取ってください。



留意事項

- ✓ 必ず学校が定める期限までに申請してください。**申請しない場合は授業料を納付していただきます。**
- ✓ 保護者等の変更（離婚、死別、養子縁組等）がある場合は**必ず保護者情報の変更を行ってください。**
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校へ連絡してください。
- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
不明な点があれば裏面Q & Aやマニュアルをご確認ください。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ オンライン申請の説明動画



文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html